

## 横浜市里親養育援助事業実施要綱

制 定 平成 18 年 2 月 22 日 福児第 10540 号（局長決裁）

改 正 令和 8 年 1 月 28 日 こ権第 4173 号（局長決裁）

### （趣 旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市が認定する養育里親、専門里親、養子縁組里親及び親族里親（以下、「里親」という。）が、児童相談所から委託を受けた児童（以下、「児童」という。）の養育に際して日常生活上の援助が必要とされる場合に、生活を支援する者（以下、「支援者」という。）を派遣する、横浜市里親養育援助事業（以下、「事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

### （実施主体）

第 2 条 実施主体は、横浜市とし、この事業を介護事業者等（以下、「受託事業者」という。）に委託することができるものとする。

### （定 義）

第 3 条 この要綱において「里親」とは、横浜市里親家庭養育運営要綱第 4 条の規定によるものとする。

### （派遣対象里親）

第 4 条 支援者の派遣対象は、児童相談所から児童を受託している里親のうち、養育に際し家事等の支援が必要な場合、又は疾病、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助等が必要な里親とする。

### （利用の手続き）

第 5 条 前条に規定する里親が事業の利用を希望する場合は、横浜市里親養育援助事業利用申請書（第 1 号様式）により児童相談所に申請する。

2 児童相談所は、里親から利用の申請を受けたときは、利用の適正を確認し、その結果を記入した横浜市里親養育援助事業利用申請書（第 1 号様式）をこどもの権利擁護課に進達する。

3 こどもの権利擁護課は、児童相談所から進達された申請書の審査及び利用決定を行い、横浜市里親養育援助事業利用決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知する。

4 利用決定を受けた里親は、横浜市里親養育援助事業登録（利用）申込書（第 3 号様式）により受託事業者へ支援者派遣登録を行う。

### （支援者の選定及び登録）

第 6 条 受託事業者は、次の要件を備えている者から支援者を選定し、登録しておくものとする。

- (1) 介護職員初任者研修を修了した者又は保育士の資格を有する者。
- (2) 別途市長が認めた者。

(支援者の派遣)

第7条 受託事業者は、支援者の派遣を必要とする里親の要請に基づき、里親が提出する横浜市里親養育援助事業登録(利用)申込書(第3号様式)及び横浜市里親養育援助事業利用決定通知書(第2号様式)の写しの内容を確認した上で、当該里親に支援者を派遣するものとする。

(支援の内容)

第8条 支援の内容は、委託された児童に関わる生活援助とし次の援助を行うものとする。

- (1) 食事の支度
- (2) 衣類の洗濯
- (3) 住居の掃除
- (4) 生活必需品の買い物
- (5) 委託された児童の養育援助
- (6) 関係機関等との連絡
- (7) その他必要な家事援助

(派遣時間の上限)

第9条 派遣時間帯は9時から22時までとし、派遣時間の上限は年間96時間(ただし、養育に際して日常生活上の援助が特に必要とされると横浜市が認めた里親については200時間)とする。

(報告)

第10条 受託事業者は、派遣状況報告書(第4号様式)により、支援者の派遣状況を横浜市長に報告するものとする。

(支援者の派遣手当単価)

第11条 支援者の派遣手当単価は、別途定めるものとする。

(利用料)

第12条 第8条に定める派遣時間の範囲内においては無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支援者が、生活必需品の買い物その他のサービスを行う際に、移動のための交通費を必要とする場合は、里親が当該交通費等の実費相当額を負担するものとする。
- 3 派遣時間の上限を超えて派遣を希望する場合は、里親の自己負担とし、金額および支払い方法については、別途受託事業者が定めるものとする。

(支援者の責務)

第13条 支援者は、その業務を行うにあたり、家庭における生活習慣を尊重し、当該家庭に関して職務上知り得た秘密を守らなければならないものとする。

(関係機関との協力)

第14条 受託事業者は、この事業の実施に当たっては、横浜市及びその他関係機関と連絡を密にして行うものとする。

(個人情報の管理)

第15条 受託事業者は、事業の受託に伴い收受・関与した個人情報について、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、取り扱うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月28日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

第1号様式

【里親→児相】

横浜市里親養育援助事業利用申請書

年 月 日

横浜市長

申請者 \_\_\_\_\_

横浜市里親養育援助事業の利用を申請します。

里 親 名	
住 所	〒
連 絡 先	
委 託 児 童 名	
利 用 目 的	
利用予定時間等	※希望する利用頻度（週1回など）、1回の利用時間数など見込を記入。
利用開始希望日	年 月 日

【連絡欄：児相→局】

年 月 日

利 用 目 的	
利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日
利用予定事業者	
利用上限時間 及 び 理 由	96時間 ・ 200時間（理由： ）
担 当 者	（ ） 児童相談所：（ ）

受理印（児相）	受理印（局）

横浜市里親養育援助事業利用決定通知書

年 月 日

（里親名） 様

（里親名） 様

横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課長

年 月 日に申請のありました横浜市里親養育援助事業の利用について、以下の通り決定しましたので通知いたします。

里 親 名	・			種別	( )里親
委 託 児 童 名		生年月日	( )歳	性別	
措 置 開 始 日	年 月 日				
利 用 登 録 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日				
利 用 目 的					
利 用 上 限 時 間	時間				
注 意 事 項	①「横浜市里親養育援助事業利用規定」に基づいて利用してください。 ②利用登録を行う時は、事業者へ横浜市里親養育援助事業利用決定通知書の写しを必ず提出してください。 ③年間（4月～翌年3月）の利用上限時間を超えた場合には、自己負担となります。 ④利用登録期間中に養子縁組が成立した場合は利用期間内であっても養子縁組が成立した時点で利用ができなくなります。 ⑤利用登録期間後の利用継続については、担当の児童相談所にご相談ください。				
担 当 児 童 相 談 所	( ) 児童相談所			担 当 者 名	

横浜市里親養育援助事業登録（利用）申込書

年 月 日

横浜市 長

(事業者名 )

私は、横浜市里親養育援助事業利用規定を遵守し、横浜市里親養育援助事業の登録（利用）を申し込みます。

申請者 〒 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 F A X \_\_\_\_\_  
 緊急連絡先 \_\_\_\_\_

氏名			種 別 (○で囲む)	里親（養育、養子縁組、親族、専門）	
住所					
利用希望日	一般利用	利用時間合計	時間		
	年 月 日 ( )	午前・午後	時から午前・午後	時まで	
	年 月 日 ( )	午前・午後	時から午前・午後	時まで	
	年 月 日 ( )	午前・午後	時から午前・午後	時まで	
	定期利用	利用時間合計／ 月	時間		
	毎週・月	曜日・日	午前・午後	時から午前・午後	時まで
	毎週・月	曜日・日	午前・午後	時から午前・午後	時まで
	毎週・月	曜日・日	午前・午後	時から午前・午後	時まで
	毎週・月	曜日・日	午前・午後	時から午前・午後	時まで
	毎週・月	曜日・日	午前・午後	時から午前・午後	時まで
事業者確認欄					

※横浜市里親養育援助事業利用決定通知書の写しを添付して提出してください。

